

南砺市告示第139号

なんとポイント制度実施要綱を次のように定める。

平成30年6月29日

南砺市長 田 中 幹 夫

なんとポイント制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域課題の解決を目的とする活動等に参加する者にポイントを付与することにより、継続的に地域に関わりを持つ機会を創出し、地域への関心及び理解を深めるとともに、地域の活性化に寄与することを目的として、市が運営するなんとポイント制度（以下「ポイント制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) LINE@なんとポイント LINE株式会社が提供するインスタントメッセージサービス（以下「LINEサービス」という。）において市が開設する公式アカウント
- (2) ポイント用QRコード 付与するポイント数を記録したマトリックス型二次元コード
- (3) ショップカード機能 LINE@なんとポイントでポイントを記録する機能
- (4) 端末 スマートフォン、タブレット等LINE@なんとポイントを利用できる機器
- (5) 対象事業 ポイントの付与の対象となる事業で、次に掲げる基準により市長が承認したもの
 - ア 市の施策との関係性
 - イ 参加者の自主性及び主体性
 - ウ 公共性及び公益性

エ ボランティア等の無償性

オ 事業の形態

カ ポイント付与の管理体制

(6) 対象者 対象事業に参加してポイントを取得することができる者で、次の全てに該当するもの

ア 市内在住者又は南砺市応援市民に登録している者

イ 自らが利用するLINEサービスのアカウントでLINE@なんとポイントに友だち登録をした者

(7) 事業者 対象事業を実施してポイントを付与する者で、南砺市のほか、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 企業又は団体（南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものを除く。）

イ 市長が適当と認める者

（ポイントの付与）

第3条 事業者は、市が交付するポイント用QRコードにより対象者にポイントを付与する。

2 対象者は、参加した対象事業に係るポイント用QRコードをLINE@なんとポイントに友だち登録をした端末で読み取り、ショッピングカード機能にポイントを記録する。

（ポイントの交換）

第4条 所定のポイント数を取得した対象者は、当該ポイントをなんとポイント制度ポイントの交換等に関する要綱（平成30年南砺市告示第140号。以下「交換要綱」という。）第5条に規定する交換商品等と交換することができる。

（情報の提供）

第5条 ポイント制度に関する情報は、LINE@なんとポイント、市ホームページ等を介して対象者へ提供するものとし、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 対象事業に関する情報

(2) ポイントの付与及び交換に関する情報

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が対象者へ提供すべきと認める情報

（ポイントの有効期間）

第6条 ポイントの有効期間はショッピングカード機能の有効期間とし、ショッピングカード

機能の有効期間は新たなショッピングカード機能を取得した日から1年とする。

(ポイント等の消失)

第7条 端末の故障、紛失、誤操作等によりポイント及び交換要綱第3条に規定する特典チケット（以下「ポイント等」という。）を消失したときは、その消失したポイント等はその効力を失う。

(ポイント制度の停止)

第8条 市長は、ポイント制度の運営に重大な影響を及ぼす事態が発生したときは、対象者に事前に周知することなくポイント制度の利用を停止することができる。

(ポイント制度の終了)

第9条 市長は、ポイント制度を終了するときは、事前に対象者に周知を行うものとする。

2 ポイント制度が終了したときは、ポイント等はその効力を失う。

(禁止事項)

第10条 対象者及び事業者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為及び犯罪的行為

(2) 不正な操作によるポイント等の偽造又は変造

(免責事項)

第11条 次に掲げる事項により対象者及び第三者が受けた損害等については、市は一切の責任を負わないものとする。

(1) 第6条の規定によるポイントの失効

(2) 第7条の規定によるポイント等の消失

(3) 第8条の規定によるポイント制度の停止

(4) 市の重大な過失による場合を除くほか、ポイント制度に起因する事項

(損害賠償)

第12条 対象者及び事業者は、この要綱の規定に違反する行為又は不正若しくは違法な行為によって市に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ポイント制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

南砺市告示第140号

なんとポイント制度ポイントの付与に関する要綱を次のように定める。

平成30年6月29日

南砺市長 田中幹夫

なんとポイント制度ポイントの付与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、なんとポイント制度実施要綱（平成30年南砺市告示第139号。以下「実施要綱」という。）に規定するなんとポイント制度（以下「ポイント制度」という。）で用いるポイント（以下「ポイント」という。）の付与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(事業者の申請及び通知)

第3条 対象事業を実施しようとする事業者（南砺市を除く。以下「事業申請者」という。）は、当該対象事業を実施する日の1箇月前までに、なんとポイント制度対象事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を確認の上対象事業の実施の可否を決定し、なんとポイント制度対象事業承認・否認通知書（様式第2号）により、当該事業申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により対象事業が承認された事業申請者（以下「認可事業者」という。）に対し、当該対象事業に係るポイント数が記録されたポイント用QRコード（以下「QRコード」という。）を交付する。

4 市長は、QRコードを交付したときは、なんとポイント制度付与ポイント管理台帳（様式第3号）に記録してポイントの付与状況を管理するものとする。

(ポイントの付与)

第4条 認可事業者から対象者に付与されるポイント数は、次の各号に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

(1) 市が主催又は共催する対象事業 1ポイント

(2) 前号の規定にかかわらず、市が大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学及び短期大学をいう。以下同じ。)と連携して実施する対象事業 2ポイント

(3) 前号に掲げるもののほか、認可事業者が実施する対象事業 2ポイント

2 ポイントの付与は、1日につき1回限りとする。

3 ポイントの付与は、対象事業の実施期間外に行ってはならない。

(対象事業の報告)

第5条 認可事業者は、対象事業の終了後速やかにQRコードを市に返却するとともに、終了の翌日から起算して7日以内になんとポイント制度ポイント付与報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(費用負担)

第6条 認可事業者は、ポイント制度の運営に係る実費相当額として対象者に付与したポイント1ポイントにつき50円を市に支払うものとする。ただし、当該認可事業者の実施する対象事業が大学と地域又は市との連携により地域課題を解決する事業(以下「大学連携事業」という。)である場合は、この限りでない。

2 市長は、前条の報告書の内容により実費相当額を算定し、認可事業者に対し請求するものとする。

(その他)

第7条 この要綱及び実施要綱に定めるもののほか、ポイントの付与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(表)

様式第1号(第3条関係)

なんとポイント制度対象事業承認申請書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

(事業申請者)

団体名

住 所

代表者 氏 名 ㊤

担当者 氏 名

電 話 ()

e-mail

次の事業について、なんとポイント制度の対象事業の承認を申請します。

事業名			
開催日時	年 月 日 () : から 年 月 日 () : まで		
開催場所			
ポイント 付与予定数	合計 人分	当日 準備	人 人
主催、共催等			
事業概要			
ポイントの付与を予定 する者 (どのような方に付与を 予定しているか具体的に 記入してください。)			
大学連携事業の内容 ※大学と地域又は市が 連携して地域課題を 解決する対象事業の 場合に記載	連携して取り組む地域課題 事業主体(連携する地域(又は市担当課)と大学名) 上記事業を本地域(本市)と大学の大学連携事業として認めます。 年 月 日 地域代表者(又は市担当課長) ㊤		

※添付資料

- ① 事業内容が分かる資料、チラシ等
- ② 団体の概要を説明する資料(総会資料等)

【裏面の団体要件及び事業要件へ確認チェックをお願いします。】

(裏)

団体要件・事業要件確認シート

※該当する□にチェックしてください。

※市が主催及び共催する事業並びに大学連携事業は、団体要件のチェックは不要です。

【団体要件】

- 主に市内で活動している。
- 定款、規約、会則等を有している。
- 公序良俗に反する活動をしていない。
- まちづくり、健康、環境、福祉、文化、スポーツ、交流、青少年育成、伝統芸能その他の分野で地域課題の解決又は地域の振興に係る活動を行うことを主たる目的としている。
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としていない。
- 政治上の主義を推進し、これを支持し、又はこれに反することを主たる目的としていない。
- 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的としていない。
- 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体ではない。

【事業要件】

- 営利を目的としていない。
- 希望する者の誰もが参加できる事業である（大学連携事業を除く。）。
- 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する内容である。
- 総会、役員会等の団体の運営に関する事業ではない。
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とした事業ではない。
- 政治上の主義を推進し、これを支持し、又はこれに反することを主たる目的とした事業ではない。
- 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とした事業ではない。
- 第三者が履行の確認をできる仕組みがある。

様式第2号（第3条関係）

なんとポイント制度対象事業承認・否認通知書

（認可事業者）

年 月 日

様

南砺市長



年 月 日付けで申請されたなんとポイント制度対象事業について、次のとおり決定したので通知します。

1 承認する（QRコードを併せて交付します。）。

事業名			
開催日時	年 月 日（ ） : から 年 月 日（ ） : まで		
開催場所			
ポイント 付与予定数	合計	当日	人
	人分	準備	人
主催、共催等			
事業概要			
ポイントの付与を 予定する者			
付与ポイント数	1ポイント ・ 2ポイント		

※市以外が実施する事業の場合は、ポイント発行数に応じて実費相当額がかかります
（大学連携事業を除く。）。

※事業終了後、「なんとポイント制度ポイント付与報告書」（様式第4号）の提出と、
QRコードの返却を必ず行ってください。

2 否認する。

否認理由	
------	--

様式第4号（第5条関係）

なんとポイント制度ポイント付与報告書

年 月 日

（宛先）南砺市長

（認可事業者）

団体名

住 所

代表者 氏 名 ㊟

担当者 氏 名

電 話 ()

e-mail

次の内容でなんとポイント制度の対象事業の参加者に対しポイントを付与したので報告します。

事業名			
開催日時	年 月 日 ()	:	から
	年 月 日 ()	:	まで
開催場所			
ポイント 付与数	合計	当日	人
	人分	準備	人
主催、共催等			
事業概要			
ポイント制度への 意見			

※添付資料 成果品（報告書、写真等）を添付すること（データ可）。

※市が主催若しくは共催する事業又は大学連携事業以外の事業については、ポイント発行数に応じて実費相当額を徴収します（後日請求書を送付します。）。

南砺市告示第141号

なんとポイント制度ポイントの交換等に関する要綱を次のように定める。

平成30年6月29日

南砺市長 田中幹夫

なんとポイント制度ポイントの交換等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、なんとポイント制度実施要綱（平成30年南砺市告示第139号。以下「実施要綱」という。）に規定するなんとポイント制度（以下「ポイント制度」という。）で用いるポイント（以下「ポイント」という。）の交換等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項で定めるもののほか、実施要綱で使用する用語の例による。

- 2 この要綱において、「ポイントの交換」とは、所定のポイント数を取得した対象者（以下「取得対象者」という。）と、第5条に規定する交換商品等を提供する者（以下「登録事業者」という。）が、当該ポイントと交換商品等を交換することをいう。

(特典チケット)

第3条 取得対象者は、実施要綱第6条第2項に規定するショッピングカード機能の有効期間内にショッピングカード機能に10ポイント記録したときは、端末内に特典チケットを取得することができる。

- 2 特典チケットの有効期間は、取得した日から1年とする。

(交換券)

第4条 市長は、特典チケットを取得した取得対象者からポイント交換券交付申請書（様式第1号）の提出があったときは、当該申請書、市民又は応援市民であることが分かる資料及び特典チケットが表示された端末の画面を確認し、適当と認めるときは、当該取得対象者にポイント交換券（兼ポイント交換代金請求書）（様式第2号。以下「交換券」という。）を交付する。

2 市長は、交換券を交付したときは、ポイント交換券交付台帳（様式第3号）に記録し、交換券の交付状況を管理するものとする。

3 交換券の有効期間は、交付の日から1箇月とする。

（交換商品等）

第5条 交換商品等は、市内で製造、販売又は提供され、かつ、地域振興に資するものの中から、市長が登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

（1）法令及び公序良俗に反するもの

（2）市の信用及び品位を損なうおそれのあるもの

（3）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのあるもの

（4）ポイント制度の目的に反し、市のイメージを傷付けるおそれのあるもの

（5）価格が500円未満であるもの又は1,000円を著しく超えるもの

（6）その他市長が適当でないとするもの

2 前項第5号の価格は、登録事業者による当該交換商品等の通常の提供価格又はその同等品の市場価格の相当額とする。

（登録事業者）

第6条 登録事業者（市を除く。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、南砺市暴力団排除条例（平成24年南砺市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものを除く。

（1）市内に活動拠点がある団体又は市民グループ

（2）市内に店舗がある事業者

（3）その他市長が適当と認める者

（交換商品等の登録申請）

第7条 登録事業者は、ポイントの交換を行おうとするときは、ポイントの交換を開始する日の1箇月前までに、ポイント交換商品等登録申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上登録の可否を決定し、ポイント交換商品等登録承認・否認通知書（様式第5号）により、当該登録事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認した交換商品等をポイント交換商品等台帳（様式第6号）に登録し、管理するものとする。

4 第2項の規定による登録の承認を受けた登録事業者（以下「登録承認事業者」という。）は、交換商品等の登録内容に変更が生じたときはポイント交換商品等登録内容変更届（様式第7号）を、登録を解除するときはポイント交換商品等登録解除届（様式第8号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（交換商品等の引渡し等）

第8条 市及び登録承認事業者は、取得対象者から交換券の提出を受けたときは、交換券の内容を確認し、適当と認めるときは、交換商品等を当該取得対象者に引き渡し、又は提供するものとする。

（代金の清算）

第9条 登録承認事業者は、前条の規定により交換商品等を引渡し等した日の属する月の翌月末日までに、前条の規定により適当と認めた交換券に必要事項を記入して市長に提出し、当該交換商品等の代金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上適当と認めるときは、速やかに登録承認事業者に代金を支払うものとする。

（その他）

第10条 この要綱及び実施要綱に定めるもののほか、ポイントの交換等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

ポイント交換券交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

所定のポイントを取得したので、ポイント交換券の交付を申請します。

取得対象者氏名		
住 所		
	南砺市民 ・ 応援市民 （いずれかに○） （申請時の応援市民への登録可）	
希望交換商品等	No	交換商品等名 (区分A ・ 区分B)

※申請時に提示するもの

- ・ 市民又は応援市民であることが分かる資料（確認後返却）
- ・ ポイント取得時に表示される特典チケット画面（使用済み表示のものは無効）

※受付欄（申請者は記入しないこと。）

チェック項目	記入欄、チェック欄	確認方法、必要処理
取得対象者 資格確認		南砺市民（免許証等） 応援市民（応援市民登録者証）
ポイント数確認	区分A・・・10ポイント 区分B・・・20ポイント	特典チケット画面で確認 確認後使用済ボタン
交換商品等確認	<input type="checkbox"/>	台帳、交換商品等名及びポイント数 を確認
交付担当者		

様式第2号（第4条、第8条、第9条関係）

ポイント交換券（兼ポイント交換代金請求書）

この交換券を登録承認事業者まで持参し、交換商品等と交換してください。

有効期限までに交換されない場合は、無効となります。

交換券番号	No
交換先（登録承認事業者名）	
交換商品等の名称	（ 区分A ・ 区分B ）
交換券の有効期間 （発行日から1箇月）	発行日 から 年 月 日まで

発行日 年 月 日

発行者 南砺市長 印

※以下登録承認事業者記入欄

（宛先）南砺市長

交換商品等の引渡し等が完了したので、次の代金を請求します。

請求額 区分A（500円） ・ 区分B（1,000円）

（上記のポイント区分で確認し、○印を記入してください。）

交換商品等引渡等日 年 月 日

請求日 年 月 日

請求者（登録承認事業者） 印

登録承認事業者様へ

- ・ 交換商品等は、交換券に記載のある商品等としてください。
- ・ 必ず交換券の有効期間内に引渡し等をしてください。
- ・ 交換券の原本を使用して請求書を作成してください。
- ・ 請求期限は、交換商品等引渡等日の翌月末日です。
- ・ 上記の対応及び期限を守られない場合は、代金を清算できない場合があります。

(表)

様式第4号(第7条関係)

ポイント交換商品等登録申請書

年 月 日

(宛先) 南砺市長

(登録事業者)

所在地(住所)	
事業所(店舗)名等	
担当者・(役職)	()
連絡先	電話:() -

次のとおり、なんとポイント制度交換商品等の登録を申請します。

1 事業所(店舗)名 及び所在地等	名称		
	所在地	〒 -	
	電話:() -	FAX:() -	
	メールアドレス:	@	
2 営業時間			
3 定休日			
4 HPアドレス	http://		
5 交換する商品又は サービスの内容			
6 上記5の価格 ※交換する商品又は サービス内容を、通常提供して いる価格で記入 してください。	円(消費税込み) ※500円以上1,000円未満のものは500円、1,000円以上のものは1,000円での清算 となります。差額分の清算はありません。		
7 交換場所及び開 始日時	※上記1.以外の場合に記入してください。 事業所(店舗)名: 住所:〒 - 電話:() - 日時:		

注:この申請書をポイントの交換を開始する1箇月前までに地方創生推進課に提出してください(提出前に複写して保管してください。)

注:裏面の交換商品等の登録要件に合致しているかチェックしてください。

(裏)

交換商品等確認シート

※交換商品等が、次の要件に合致しているか□にチェックをしてください。

- 市内で製造、販売若しくは提供されている商品又はサービスであり、かつ、地域振興に資するものであること。
- 法令及び公序良俗に反していないこと。
- 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるものでないこと。
- ポイント制度の目的に反し、イメージを傷付けるおそれがないこと。
- 価格が500円を下回らないこと。
- 価格が1,000円を著しく超えないこと(過大な提供となっていないこと)。

様式第5号（第7条関係）

ポイント交換商品等登録承認・否認通知書

年 月 日

（登録事業者）

様

南砺市長

印

年 月 日付けで申請のあったなんとポイント制度交換商品等の登録について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交換商品等として承認し、次の内容でポイント交換商品等台帳（様式第6号）に登録します。

1 事業所(店舗)名 及び所在地等	名称		
	所在地	〒 -	
	電話：() -	FAX：() -	
	メールアドレス：		@
2 営業時間			
3 定休日			
4 HPアドレス	http://		
5 交換する商品又は サービスの内容			
6 登録区分	区分A（500円で清算） ・ 区分B（1,000円で清算）		
7 交換場所及び開始 日時	事業所（店舗）名： 住所：〒 - 電話：() - 日時：		

※登録内容の変更又は登録の取下げを行う場合は、直ちに市長に届け出てください。

- 2 否認する。

否認理由	
------	--

様式第7号（第7条関係）

ポイント交換商品等登録内容変更届

年 月 日

（宛先）南砺市長

（登録承認事業者）

所在地（住所）	〒 -
事業所（店舗）名等	
担当者・（役職）	（ ）
連絡先	電話：（ ） -

下記のとおり登録内容に変更が生じたので、届け出ます。

1 事業所（店舗）名	変更前						
	変更後						
2 所在地等	変更前	〒	-				
	変更後	〒	-				
3 電話番号	変更前	（ ）	-	4 FAX番号	変更前	（ ）	-
	変更後	（ ）	-		変更後	（ ）	-
5 メールアドレス	変更前	@					
	変更後	@					
6 営業時間	変更前				7 定休日	変更前	
	変更後					変更後	
8 HPアドレス	変更前	http://					
	変更後	http://					
9 交換する商品又はサービスの内容及び提供価格	変更前						
	変更後						
10 交換場所及び開始日時	変更前	店舗名：					
	変更後	店舗名：					
	変更前	所在地：〒	-	電話：（ ）	-	日時：	
	変更後	所在地：〒	-	電話：（ ）	-	日時：	

注：変更がある項目のみ記入してください。

様式第8号（第7条関係）

ポイント交換商品等登録解除届

年 月 日

（宛先）南砺市長

（登録承認事業者）

所在地(住所)	〒 -
事業所(店舗)名等	
担当者・(役職)	()
連絡先	電話：() -

次のとおりなんとポイント制度交換商品等登録の解除を届け出ます。

1 事業所(店舗)名 及び所在地等	名称		
	所在地	〒 -	
	電話：() -	FAX：() -	
2 解除(予定)日	年 月 日		
3 登録を解除する 商品又はサービスの 内容			
4 解除理由			